

## Q & A（はじめての成年後見制度）

### Q 1：成年後見制度ってどんな制度なの？

A 1：成年後見制度は、認知症，知的障害，精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について，本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで，本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には，法定後見制度と任意後見制度という2種類の制度があります。このうち，法定後見制度は，本人の判断能力が不十分になった後，裁判所によって，後見人等が選ばれる制度で，本人の判断能力に応じて，「補助」「保佐」「後見」の三つの類型が用意されています。これに対して，任意後見制度は，本人に十分な判断能力があるうちに，判断能力が低下した場合に備えて，あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に，代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておくことを可能とする制度です。

### Q 2：法定後見制度を利用するとどんな利点があるの？

A 2：後見人等が，本人の意向や，心身の状態，生活の状況を考えた上で，本人の財産や，本人の身上に関して，法的な支援をしてくれます。法定後見制度の各類型（補助，保佐，後見）によって，後見人等ができる行為（これを「後見人等の権限」といいます。）に違いはありますが，たとえば，成年後見人は，次のようなことをしてくれます。

- ① 本人がどのような生活をしているか，どのくらいの財産を持っているかを調べて，本人に合った生活のしかたやお金をどう使っていくかなどを考えます。通帳や印鑑の紛失を防止するため，これらを預かったり，年金を受け取るために必要な手続を行い，預貯金を管理して，必要な支払を行ったりします。
- ② 本人を見守り，本人の思いや生活のようすを考えて，どのような支援が

必要かを考えます。本人にとって必要な介護サービスや適切な入所施設を選び、契約を結びます。

③ 本人が悪質業者にだまされて、必要のないものを買わされるなどのトラブルに巻き込まれた場合には、その契約を取り消すこともできます。

④ 本人の健康状態や暮らしぶり、財産がどのくらいあるか等について、裁判所に報告します。



### Q3：法定後見制度の三つの類型ってなに？

A3：法定後見制度には、本人の判断能力の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」の三つの類型があります。そして、各類型によって、後見人等の権限にも違いがあります。

	補助	保佐	後見
本人の判断能力の程度	判断能力が不十分	判断能力が著しく不十分	判断能力が全くない
後見人等が同意又は取り消すことができる行為（※1）	申立てにより裁判所が定める行為（※2）	借金、相続の承認など、民法13条1項に書かれている行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為
後見人等が代理することができる行為（※3）	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則としてすべての法律行為

※1 後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入など）は含まれません。


※2 民法13条1項に書かれている行為の一部に限ります。

※3 本人の居住用不動産の処分については、裁判所の許可が必要です。

#### Q4：後見人等は、本人のためであれば、なんでもやってくれるの？


A4：いいえ。

後見人等の権限の範囲にないことは、当然行うことができませんし、後見人の権限が制限されていることもあります。また、ことからの性質上、できないこともあります。

例えば、後見人等の権限は契約などの法律行為に限られますから、 実際の介護や病院への付き添いなどの事実行為を行うことはその権限に含まれません。また、本人の身体に対する強制を伴うようなこともできず、本人の体調が悪そうだからといって、本人に手術・入院・健康診断の受診などを強制することや、施設に強制的に入所させるようなこともできません。

本人と後見人等の利害が対立するようなことから（これを「利益相反行為」といいます。例えば、本人の財産を後見人等に生前贈与することなど）については、後見人等の代理権は制限されています。後見人等が本人を公正に代理することは難しいと考えられるからです。

後見人等が、本人の借金について保証人・連帯保証人になることもできません。本人が借金を返済できず、後見人等が本人に代わって返済した場合に、法律上、後見人等は、本人に求償することができ、本人と後見人等との間に潜在的に利益相反関係が生じているといえるからです。同様の理由で、後見人等は、本人が入院や施設入所をする際の身元保証人や身元引受人になることもできません。

また、法律上、日常生活に関する行為（日用品の購入等）は、 後見人が取り消すことができる行為の中には含まれていません。

さらに、性質上、本人の意思のみに基づいて行うべきことからについては、後見人等は行うことができません。例えば、医療行為への同意（例えば、意識不明の本人に代わって後見人等が臓器移植の同意をすることなど）や、本人の身分関係に関することから（例えば、本人に代わって、後見人等が本人の離婚手続を行うことなど）が挙げられます。

## **Q5：後見人等って、誰になるの？**

A5：後見人等には、裁判所が、本人にとって最も適任だと思われる人を選任します。後見開始の申立てをされる際に、後見人等候補者を立てることはできますが、本人が必要とする支援の内容などによっては、候補者以外の人（弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職など）が選任されることもあります。

なお、誰を後見人等を選任するかという裁判所の判断については、不服申立てをすることはできません。

また、次の人は後見人等になることができません。

- ① 未成年者
- ② 後見人等を解任された人
- ③ 過去に破産手続開始決定を受けたが、復権をしていない人
- ④ 本人に対して訴訟をしたことがある人、その配偶者又は親子
- ⑤ 行方不明である人



## **Q6：後見人等の仕事はいつまで続くの？**

A6：後見人等の仕事は、本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、本人が亡くなるまで続きます。申立てのきっかけとなった当初の目的（例えば、保険金の受領や遺産分割など）を果たしたら終わりというものではありません。

なお、後見人等は、辞任する場合には、裁判所の許可を得る必要があります。たとえ本人の親族との軋轢がある場合でも、後見人等は、自由に辞任することはできません。

## **Q7：後見人等を、私の希望する他の人にしたいのだけれど…**

A7：まずは、現在の後見人等が、裁判所の許可を得て辞任するか、又は現在の後見人等について、解任の申立てが認められることが必要です。辞任や解任がなされた場合には、裁判所が新たな後見人等を選任します。

本人やその親族は、後見人等に不適切な行為が見られる場合には、解任の申立てをすることができます。この場合、裁判所は調査を行い、解任事由（不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由）があると判断したときに後見人等を解任します。

したがって、例えば、親族から後見人等候補者を立てたが、後見人等に選任されなかったため、後見人等を変更してほしいという理由だけで、後見人等の解任が認められることは難しいでしょう。また、仮に解任が認められたとしても、誰を新たな後見人等に選任するかは裁判所の判断事項であり、希望が叶うとは限りません。

#### **Q8：成年後見制度を利用するには、費用はいくらかかるの？**

A8：申立費用は、鑑定がされない場合、診断書作成費用を含めて約2万円前後です。鑑定がされる場合には、さらに10万円程度加算されます。

後見人等へ支払われる報酬は、後見人等からの報酬付与の申立てに基づいて裁判所が決定します。



#### **Q9：収入（財産）が少なくても、法定後見制度を利用できるの？**

A9：利用できます。

法定後見制度は、本人の権利を守る援助者（後見人等）を選ぶことで本人を法律的に支援するための制度であって、本人の収入（財産）の多寡にかかわらず、利用することができます。

#### **Q10：申立ては全部自分でしないといけないの？**

A10：申立てが困難な場合は弁護士に委任することができますし、申立書類の作成が困難な場合は、弁護士や司法書士に作成を依頼することができます。いずれも有料ですが、弁護士については、所得によっては法テラスの民事法律扶助制度を利用して分割で支払うこともできます。

また、自ら申立てを行う場合であっても、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、委託相談支援センター、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、行政書士会、税理士会などに相談することができます。詳しいことは、市内の相談窓口にご連絡ください。



### Q11：申立てをする人がいない場合はどうしたらいいの？

A11：成年後見制度の申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族などができますが、成年後見制度の利用が必要な状況にありながら、申立てをする人がいない場合は、市町村長が申立てを行うことができます。（老人福祉法32条，知的障害者福祉法28条，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51条の11の2）。詳しくは、お近くの福祉事務所、もしくは保健センターにご相談ください。

今後の生活について一緒に考えましょう！



後見人等は、本人の思いを聞き取ったり、生活の様子を見て、必要な支援を行います。

後見人等が就いた後も、本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と後見人等がチームとなって、日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行っていきます。

〇〇さんは最近△△に困っていて・・・。

